

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について（ご案内）

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、ふるさと納税をされた方が、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告や住民税申告を行う必要がない給与所得者や年金所得者の方などである場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度です。

寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、寄附先の自治体（睦沢町）から、その方の住所地の市町村に通知を行い、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄附金控除を受けることができます。

確定申告をされる場合、所得税と個人住民税から軽減を受けることになりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、住民税からまとめて軽減を受けることになります。

■ワンストップ特例の対象者は？

ワンストップ特例の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること
→ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。

※確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。

②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること
→ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5以下であると見込まれる方が対象です。

☆ご注意いただきたいこと☆

- ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合や、5ヶ所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となりますので、確定申告などの際には、寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。

■手続きの方法は？

希望される方は、裏面の記入例を参考に、別紙の「申告特例申請書」に記入・押印し、下記の必要書類を添付の上、翌年1月10日必着にて下記送付先まで送付してください。受理後に、受付書を送付いたします。

マイナンバー制度の開始により平成28年1月1日以降に行った寄附金に係る申告特例申請書の提出には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となり、番号確認と本人確認のための書類の添付が必要となりましたので、必ず添付をお願いいたします。

○番号確認と本人確認のための書類

【個人番号カードを持っている場合】

個人番号と本人確認のために、個人番号カードの写し（表と裏）

【個人番号カードを持っていない場合】

番号確認の添付書類

- 通知カードの写し又は住民票（マイナンバー付）の写し

本人確認の添付書類

- 写真表示があり、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

- 運転免許証の写し、パスポートの写しなど、いずれか1点

- 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

- 健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなど、いずれか2点

【送付先】

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1

睦沢町役場 ふるさと納税担当あて

なお、申請書提出後、提出した申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、寄附された年の翌年1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。様式が必要な方は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 睦沢町役場 企画財政課 財政班
電話 0475-44-2507

記入例

第五

記入日を記入してください。

町村民税
府県民税

寄附金税額控除に係る

令和3年	月	日
睦沢	町長	殿

整理番号 00001

必ず捺印をしてください。

様式
(附則第二条の四関係)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

フリガナ ムツザワ タロウ

氏名 睦沢 太郎



個人番号

性別 男

生年月日 昭和〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、性別、電話番号、生年月日)

の印字内容を確認し、間違いがあれば訂正願います。

マイナンバーを必ず記入してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附をした年月日と寄付金額を確認。

寄附年月日	寄付金額
令和 3 年 1 月 16 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による課税の義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書)に該当する者(以下「ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない者」といいます)。
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による課税の義務がある者(以下「ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がある者」といいます)。

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない場合、チェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

令和3年寄附分

ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合、チェックをしてください。

住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
氏名	睦沢 太郎 殿

受付団体名

千葉県 睦沢町